

指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービス

合同会社訪問介護かえで 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社訪問介護かえで(以下「事業者」という。)が開設する合同会社訪問介護かえで(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態若しくは事業対象にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の日常生活の維持又は向上に努めるものとする。
- 2 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 合同会社訪問介護かえで
(2)所在地 浜松市中央区雄踏山崎 3777-14

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名
(2)サービス提供責任者 5名
サービス提供責任者は、指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する指導及び訪問介護計画の作成等を行う。
(3)訪問介護員等 常勤8名(常勤換算 2.5 以上)
訪問介護員等は身体介護や生活援助等サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日
月曜から金曜日までとする。ただし12月31日から1月3日までを除く。
(2)営業時間
午前8時から午後5時までとする。
サービス提供は(365日、24時間)とする。
※ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの内容)

第6条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1)身体介護(食事介助、排泄介助、入浴介助、着替介助 等)
- (2)生活支援(掃除、洗濯、食事の支度、買い物 等)

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額は指定訪問介護に係る費用基準額から当該指定訪問事業者を支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額とする。

- (2) 指定介護予防訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱で定める額とし、利用者負担額は指定介護予防訪問サービスに係る費用基準額から当該指定介護予防訪問サービス事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額とする。
- (3) 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - ①通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う費用
 - ②通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり20円を徴収
- (4) 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浜松市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- (2)事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者家族、利用者に係る居宅支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なうものとする。

- (2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る担当の介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- (3)事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定居宅介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(2)事業所は、提供した指定居宅訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(3)事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者から苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下 業務継続計画という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(2)事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じる。

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話などを活用し行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、結果について従業員に周知を徹底する。

(3)苦情解決体制の整備。

(4)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(5)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

(6)成年後見制度の利用支援。

(7)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。

(8)その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置。

(9)当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 指定居宅介護等事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回

(2)管理者及び訪問介護員等(以下「従業者」という。)は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3)従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の

内容とする。

(4)事業所は居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付ける様に求めることとその他の不当な働きかけを行わないものとする。

(5)事業所は、適切な指定居宅訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護職員等の就業環境が害されることを防止するために方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(6)事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(7)この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社訪問介護かえでと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。

令和8年3月1日、第3条一部訂正。

令和8年4月1日、第4条一部訂正。